

令和6年12月19日
みどり33推進担当部
公園緑地課

住宅屋根等損傷事故に係る損害賠償額の決定について

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和6年8月22日(木) 午後
(天気: 晴れ 微風)
- (2) 発生場所 世田谷区立岡本緑地
- (3) 事故内容 世田谷区が管理する岡本緑地の樹木(ミズキ 幹周り約
1.6m、高さ約8m)が、腐朽により根元が折れ、隣
地の屋根に倒木したことにより、損傷を与えた。
- (4) 相手方 別紙の通り

2 相手方への損害賠償額 1,090,100円
(特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされる。)

3 専決処分日 令和6年12月10日